序章 環境影響評価書作成までの経緯等

序章 環境影響評価書作成までの経緯等

1. 環境影響評価の目的

本書は、(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例(平成6年、埼玉県条例第61号)」第6条の規定に基づき、平成30年8月10日付けで知事に提出した『(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価準備書』(以下、『準備書』という。) の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を行い、『(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価書』(以下、『評価書』という。) として取りまとめたものである。

2. 評価書作成までの経緯

評価書作成前までの経緯の概要は、表1に示すとおりである。

表1 環境影響評価手続きの経緯の概要

	事項	時期
調査計画書	調査計画書の提出	平成 28 年 12 月 2 日
	調査計画書等の公告及び縦覧 (意見数 11 件)	平成 28 年 12 月 9 日~平成 29 年 1 月 10 日
	調査計画書説明会の開催 (東松山市、鴻巣市、桶川市、北 本市、川島町、吉見町)	平成 28 年 12 月 16 日~平成 28 年 12 月 22 日
	知事の意見	平成 29 年 2 月 28 日
	調査計画書の変更	
	・代表者の変更	平成 29 年 5 月 25 日 届出
	・環境影響評価項目及び現地調査	平成 30 年 1 月 12 日 申請
	地点の変更	平成30年2月6日 承認
	・事業計画の詳細記述及び環境影	平成 30 年 7 月 12 日 申請
	響評価項目の選定内容の変更	平成 30 年 7 月 30 日 承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	平成 29 年 6 月 ~ 平成 30 年 7 月
準備書	準備書の提出	平成 30 年 8 月 10 日
	準備書等の公告及び縦覧 (意見数 13 件)	平成 30 年 8 月 21 日~平成 30 年 9 月 21 日
	準備書説明会の開催 (東松山市、鴻巣市、桶川市、北 本市、川島町、吉見町)	平成 30 年 8 月 27 日~平成 30 年 9 月 5 日
	見解書の作成等	平成 30 年 10 月 23 日意見者へ送付
	公聴会の開催	平成 30 年 11 月 27 日~平成 30 年 11 月 28 日
	知事の意見	平成 30 年 12 月 25 日
	準備書の変更 ・事業計画の詳細記述と環境影響 評価項目の選定内容	平成 31 年 1 月 29 日 申請 平成 31 年 2 月 14 日 承認
評価書	評価書の提出	平成 31 年 3 月